

議案第 59 号

竹富町訪問税条例

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

竹富町長 前 泊 正 人

提案理由

本案は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 5 条第 3 項の規定に基づき、竹富町への来訪者によって発生及び増幅している標準以上の行政需要の一部を原因者である来訪者に負担していただき、町民負担を軽減し、竹富町が持続可能な観光地として継続的に対応し、将来にわたって安定的に存続していくために実施する施策の実現に向けて、新たな財源を確保するため条例を制定する必要があります。

これが、この条例案を提出する理由であります。

竹富町訪問税条例

(趣旨)

第1条 この条例は、竹富町への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要に対応するために課する竹富町訪問税に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課税の根拠)

第2条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第5条第3項の規定に基づき、竹富町訪問税を課する。

(定義)

第3条 この条例において使用する用語は、法及び竹富町税条例(昭和47年竹富町条例第54号)において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 船舶 船舶法施行細則(明治32年逓信省令第24号)第1条第2項に規定する汽船及び同条第3項に規定する帆船並びにはしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転するものをいう。
- (2) 航空機 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第1項に規定する機器をいう。
- (3) 竹富町旅客運送事業 竹富町以外の区域と竹富町の区域との間において、海上運送法(昭和24年法律第187号)に基づき許可を得て、又は届出をして旅客を運送する船舶運航事業、及び航空法第100条第1項の規定に基づき許可を得て旅客を運送する航空運送事業をいう。
- (4) 旅客船舶 竹富町旅客運送事業において使用する船舶をいう。
- (5) 旅客航空機 竹富町旅客運送事業において使用する航空機をいう。
- (6) 訪問 竹富町以外の区域(公有水面を除く。)から竹富町の区域(公有水面を除く。)に入域することをいう。
- (7) 訪問者 旅客船舶若しくは旅客航空機により訪問をする旅客その他の者(旅客船舶又は旅客航空機の乗員を除く。第10条において同じ。)又は旅客船舶以外の船舶若しくは旅客航空機以外の航空機により訪問をする者であって、竹富町民(住民票に記載されている住所が竹富町である者をいう。)その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。

ア 竹富町内にある事務所又は事業所に通勤する者

(納税義務者)

第4条 竹富町訪問税は、訪問者に課する。

(課税免除)

第5条 次に掲げる者に対しては、竹富町訪問税を課さない。

- (1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- (2) 学校(大学を除く。)に就学し、修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事、活動等(以下この号において「行事等」という。)に参加している者並びに当該行事等における引率者及び付添人

(3) 精神又は身体に障害がある者であって次のいずれかに該当するもの

ア 療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して都道府県知事又は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市の長から支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載のあるものをいう。)を支給された者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

ウ 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者

(4) 公務(災害、防災、有事への対応又は救急業務その他これらの訓練)を目的として訪問する者

(減免)

第 6 条 町長は、災害その他特別の事情がある場合においては、竹富町訪問税の減免を必要とすると認める者に対し、規則で定めるところにより竹富町訪問税を減免する。

(税率)

第 7 条 竹富町訪問税の税率は、訪問者が訪問をするごとに 1 人 1,000 円とする。ただし、1 年分を一時に納付する場合にあっては、訪問者 1 人 1 年ごとに 5,000 円とする。

(徴収の方法)

第 8 条 竹富町訪問税は、次条に規定する申告納付の方法又は第 10 条及び第 11 条に規定する証紙徴収若しくは特別徴収の方法によって、これを徴収する。

(申告納付)

第 9 条 前条の規定により竹富町訪問税を申告納付すべき者(以下「申告納税者」という。)は、当該申告納税者が訪問をした日から起算して 10 日以内に、訪問をした日における訪問(次条及び第 12 条の規定により特別徴収の方法によって徴収される場合の訪問を除く。第 3 項において同じ。)の総数、税額その他必要な事項を記載した申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税額を納付書によって納付しなければならない。ただし、当該申告納税者について第 7 条ただし書に規定する税率による竹富町訪問税が納付されている場合において、当該申告納税者が当該税率による竹富町訪問税に係る最初の訪問の日から起算して 1 年以内に訪問をするときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第 7 条ただし書に規定する税率による竹富町訪問税を納付しようとする申告納税者は、規則で定める日までに、税額その他必要な事項を記載した申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税額を納付書によって納付しなければならない。

3 前 2 項の規定により申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る訪問の総数又は税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める様式による修正申告書を町長に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付書によって納付しなければならない。

(旅客船舶又は旅客航空機による訪問者の証紙徴収又は特別徴収)

第 10 条 竹富町訪問税の納税義務者が旅客船舶又は旅客航空機による訪問者においては、当該納税義務者に対して課する竹富町訪問税(第 7 条ただし書に規定する税率による竹富町訪問税を除く。)のうち旅客船舶又は旅客航空機による訪問に係る竹富町訪問税は、証紙徴収又は特別徴収の方法によって徴収する。ただし、当該納税義務者について同条ただし書に規定する税率による竹富町訪問税が納付されている場合において、当該納税義務者が当該税率による竹富町訪問税に係る最初の訪問の日から起算して 1 年以内に訪問をするときは、この限りでない。

(証紙徴収)

第 11 条 前条の規定により証紙徴収の方法によって竹富町訪問税を納付すべき者は、町長が発行する証紙をもって納付しなければならない。

2 前項の証紙は、竹富町訪問税を納付する義務が発生することを証する書類その他の物件に証紙の額面金額に相当する金員の納付を受けた後納税済印を押すことによって代えることとする。

3 前項の書類その他の物件の様式並びに発行及び納付の方法は、別に規則で定める。

4 町長は、前項の規定により規則を定めたときは、直ちにこれを告示しなければならない。変更し、又は廃止したときも、また同様とする。

(特別徴収)

第 12 条 第 10 条の規定による特別徴収に係る竹富町訪問税の特別徴収義務者は、竹富町旅客運送事業を営む者とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認める場合においては、第 10 条の規定による竹富町訪問税の徴収について便宜を有する者を同条の規定による特別徴収に係る竹富町訪問税の特別徴収義務者に指定することができる。

3 前 2 項の特別徴収義務者は、前条の規定による特別徴収に係る竹富町訪問税を徴収しなければならない。

4 町長は、第 10 条の規定による竹富町訪問税の特別徴収の円滑化に期するため、第 1 項及び第 2 項の特別徴収義務者による前項の規定による徴収に関し、当該特別徴収義務者に協力するものとする。

(特別徴収の申告納入)

第 13 条 竹富町訪問税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月 1 日から同月末日までにその徴収すべき竹富町訪問税に係る訪問者の訪問の総数、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びその申告に係る納入金を納入書により納入しなければならない。

(竹富町旅客運送事業の開廃の届出等)

第 14 条 竹富町旅客運送事業を営もうとする者は、当該竹富町旅客運送事業を開始する日の 5 日前までに、規則で定める事項を記載した申告書にその事由を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申告をした者は、その申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。

- 3 第1項の規定による申告をした者は、当該竹富町旅客運送事業を廃止したときは、廃止した日から10日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第15条 町長は、竹富町訪問税の特別徴収義務者が運賃及び竹富町訪問税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した竹富町訪問税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その竹富町訪問税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その竹富町訪問税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除することができる。

- 2 町長は、前項の規定により竹富町訪問税に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

- 3 町長は、第1項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を講ずるかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第16条 竹富町訪問税の特別徴収義務者は、その徴収すべき竹富町訪問税に係る訪問者の訪問の総数、税額その他規則で定める事項を帳簿に記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、その記載の日から3年間これを保存しなければならない。

(更正及び決定の通知等)

第17条 法第686条第4項の規定による竹富町訪問税の更正又は決定の通知、法第688条第7項の規定による竹富町訪問税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第689条第5項の規定による竹富町訪問税の重加算金額の決定の通知は、その旨を記載した通知書により行う。

(更正及び決定に係る不足金額等の納入等)

第18条 竹富町訪問税の申告納税者及び特別徴収義務者で前条の通知を受けたものは、当該通知に係る不足金額(更正による税金若しくは納入金の不足金額又は決定による税額若しくは納入金額をいう。)、過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額をそれぞれ当該通知書により指定する納期限までに納付し、又は納入しなければならない。

(納税管理人の指定)

第19条 竹富町訪問税の特別徴収義務者は、竹富町又は石垣市内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。)を有しない場合においては、竹富町若しくは石垣市内に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を町長に提出し、又は竹富町若しくは石垣市外に住所等を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を町長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更

しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から 10 日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る竹富町訪問税の徴収の確保に支障がないことについて町長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から 10 日以内にその旨を町長に届け出なければならない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第 20 条 前条第 2 項の認定を受けていない特別徴収義務者で同条第 1 項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者を、10 万円以下の過料に処する。

- 2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

(竹富町訪問税条例運用委員会の設置)

第 21 条 この条例の適切な運用を実現するために、町長は、竹富町訪問税条例運用委員会を設置することができる。

- 2 竹富町訪問税条例運用委員会の委員は、関係行政機関、関係団体又は学識経験者の中から、町長が任命する。

(特別徴収義務者の帳簿記載の義務違反に関する過料)

第 22 条 第 16 条第 1 項の規定により帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第 2 項の規定により保存すべき帳簿を 3 年間保存しなかった場合においては、その者を、5 万円以下の過料に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者及びその法人又は人に対し同項の過料を科する。

(賦課徴収)

第 23 条 竹富町訪問税の賦課徴収については、法令又はこの条例に定めがあるもののほか、竹富町税条例の定めるところによる。この場合において、同条例第 18 条の 2 第 1 項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは竹富町訪問税条例(令和 7 年竹富町条例第号)」と、同条例第 19 条中「又は第 145 条第 3 項」とあるのは「、第 145 条第 3 項又は竹富町訪問税条例第 9 条若しくは第 13 条」と、「期間」とあるのは「期間(竹富町訪問税条例第 9 条第 3 項の規定による修正により増加した税額にあっては、同項の修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間)」とする。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第4条の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して1月を経過した日以後の訪問に係る竹富町訪問税について適用する。

(経過措置)

第3条 施行日において現に竹富町旅客運送事業を営んでいる者については、施行日に竹富町旅客運送事業を開始するものとみなして、第14条第1項の規定を適用する。

(準備行為)

第4条 竹富町訪問税の特別徴収義務者の指定その他竹富町訪問税を徴収するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(検討)

第5条 町長は、この条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢等の変化等を勘案し、竹富町訪問税に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。